

第11回 定時株主総会 招集ご通知

日時

2025年6月24日（火曜日）
受付開始▶午前9時 開会▶午前10時

会場

東京都港区虎ノ門二丁目2番1号
住友不動産虎ノ門タワー(旧JTビル)2F

ベルサール虎ノ門

※ご来場の際は、末尾の「第11回定時株主総会会場ご案内図」をご参照
のうえ、お間違えのないようご注意ください。

議案

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
- 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
- 第8号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する株式報酬制度設定の件



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。
<https://p.sokai.jp/7198/>



SBIアルヒ株式会社

証券コード: 7198



SBIアルヒは、
ライフステージに応じた住まいの実現を
金融面からサポートし、
笑顔溢れる社会に貢献します。

SBIアルヒは、
多様な金融サービス、卓越したオペレーション、
パートナーネットワークを通じて、
お客さまにとってファーストチョイスとなる
住宅金融のリーディングカンパニーを
目指します。

株主の皆さまへ



代表取締役社長 CEO兼COO

伊久間 努

株主の皆さまには、日頃より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。第11回定時株主総会を開催いたしますのでここに招集ご通知をお届けいたします。

2025年3月期は、日本銀行の利上げに伴う2024年10月以降の固定と変動の金利差の縮小を背景に、第3四半期以降の【フラット35】の申込受理件数が前年同期比プラスとなったことに加え、第4四半期の【フラット35】の実行件数が3年9ヶ月ぶりに前年同期比プラスとなりました。一方、前中計で開始した新規事業を全て撤退するなどの構造改革を実施したため、業績予想に対しては下方修正となりましたが、4期ぶりの増収増益を達成いたしました。

先般公表した「中期経営計画2025」のとおり、住宅金融のリーディングカンパニーとなるべく、①【フラット35】の年間シェア圧倒的No.1の達成、②住宅金融の成長領域へのチャレンジ、③ストック収益の積み上げによるROE2桁回復を目指してまいります。

2026年3月期は、「中期経営計画2025」の初年度として、固定金利商品に吹き始めているフォローの風を確実につかみ、増収増益基調を継続させると共に、【フラット35】の過去最高シェアを達成するための販売網の整備、新規事業となるSBI信用保証の事業基盤の確立を進めてまいります。

株主の皆さまにおかれましては、当社に対し一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

株主各位

証券コード: 7198
(発送日) 2025年6月6日
(電子提供措置の開始日) 2025年5月28日

東京都千代田区平河町一丁目4番3号

SBIアルヒ株式会社

代表取締役社長CEO兼COO 伊久間 努

第11回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、第11回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について、電子提供措置をとっており、インターネット上の当社Webサイトに「第11回定時株主総会招集ご通知」及び「第11回定時株主総会資料（電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく書面交付請求による交付書面に記載しない事項）」として掲載しておりますので、以下の当社Webサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社Webサイト <https://www.sbiaruhi-group.jp/ir/stockinfo/shareholders>



また、以下のWebサイトからもご確認いただけます。

株主総会資料 掲載Webサイト <https://d.sokai.jp/7198/teiji/>



なお、当日ご出席されない場合は、書面又はインターネット等により事前に議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年6月23日（月曜日）午後5時45分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

【書面による議決権の行使】

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2025年6月23日（月曜日）午後5時45分までに到着するようご返送ください。

【インターネット等による議決権の行使】

6ページに記載の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認のうえ、2025年6月23日（月曜日）午後5時45分までに賛否をご入力ください。

敬 具

1 日 時	2025年6月24日（火曜日）午前10時
2 場 所	東京都港区虎ノ門二丁目2番1号 住友不動産虎ノ門タワー（旧JTビル）2F ベルサール虎ノ門 ※ご来場の際は、末尾の「第11回定時株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違えのないようご注意ください。
3 目的事項	<p>(1) 報告事項</p> <p>1. 第11期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件</p> <p>2. 第11期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類の内容報告の件</p> <p>(2) 決議事項</p> <p>第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件 第8号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する株式報酬制度設定の件</p>

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、招集ご通知をご持参ください。
- 株主ではない代理人及び同伴の方等、議決権を行使することができる株主さま以外の方はご入場いただけませんので、ご注意ください。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、当社Webサイト（<https://www.sbiaruihi-group.jp/ir/stockinfo/shareholders>）及び株主総会資料 掲載Webサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面には記載しておりません。なお、監査役及び会計監査人は、次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
 - ① 事業報告の「新株予約権等に関する事項」及び「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
 - ② 連結計算書類の連結持分変動計算書及び連結注記表
 - ③ 計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表
 - ④ 連結計算書類及び計算書類に係る監査報告
 - ⑤ 監査役会の監査報告

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権行使には以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。(ご捺印は不要です。)

開催日時

2025年6月24日(火曜日)
午前10時(受付開始：午前9時)



書面(郵送)で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2025年6月23日(月曜日)
午後5時45分到着分まで



インターネット等で議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2025年6月23日(月曜日)
午後5時45分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



議決権行使書
SBIアルヒ株式会社

株主番号 議決権行使回数 印

議案	第1号議案	第2号議案	第3号議案(増資)	第4号議案(増資)	第5号議案	第6号議案	第7号議案	第8号議案
賛否表示欄	○	○	○	○	○	○	○	○

〇〇〇〇年〇月〇日

SBIアルヒ株式会社

見本

お願い

議決権行使コード
00000000000000000000
バコード
00000000

SBIアルヒ株式会社

こちらに議案の賛否をご記入ください。

- 第3号議案、第4号議案
- 全員賛成の場合 >> **[賛]** の欄に○印
 - 全員反対する場合 >> **[否]** の欄に○印
 - 一部の候補者を反対する場合 >> **[賛]** の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。
- 第1号議案、第2号議案、第5号議案から第8号議案
- 賛成の場合 >> **[賛]** の欄に○印
 - 反対する場合 >> **[否]** の欄に○印

※議決権行使書はイメージです。

書面(郵送)及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードをご入力することなく議決権行使Webサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主さま（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立されました合弁会社である株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、インターネットによる議決権行使のほか、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使Webサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

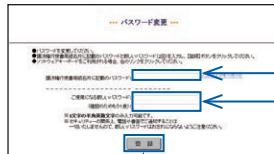
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く 9：00～21：00)

(株主総会参考書類)

■ 第 1 号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、当社配当方針に基づき、以下のとおりといたしたく存じます。

配当財産の種類	金銭
配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式 1 株につき金 20 円 00 銭 配当総額 887,056,200 円
剰余金の配当が効力を生じる日	2025 年 6 月 25 日

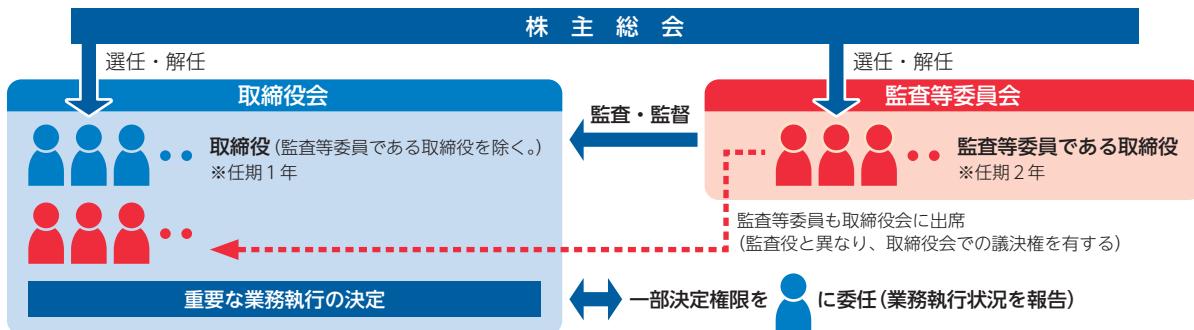
当社の配当方針につきましては、以下のとおりとなります。

当社は、株主の皆さまに対する利益還元と継続的な企業発展の双方を経営の最重要課題と認識しており、期末配当のほか、年 1 回の中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。これに基づき当社は、ROE水準と財務レバレッジ状況を総合的に勘案し、一定水準の内部留保で更なる企業価値向上のため成長投資に備える一方、余剰資金については継続して安定的に配当することを基本方針としております。具体的には、目標配当性向水準は35～40%、目標株主資本配当率（DOE）は4%程度をそれぞれ最低水準として、安定的に配当を実施してまいります。なお剰余金の配当の決定機関は、期末配当につきましては株主総会、中間配当につきましては取締役会であります。

第2号議案～第8号議案に共通する参考事項について

本総会に付議いたします第2号議案から第8号議案は、いずれも監査等委員会設置会社への移行に関連するものです。これらをご提案するにあたり、監査等委員会設置会社のイメージや監査役会設置会社との制度比較、移行後の当社の体制について以下のとおりご説明申し上げます。

(1) 監査等委員会設置会社のイメージ



(2) 監査役会設置会社と監査等委員会設置会社の制度比較、移行後の当社の体制

	監査役会設置会社 (現在の体制)	監査等委員会設置会社 (移行後)	
変更となる機関	監査役、監査役会	監査等委員会	第2号議案
選任	取締役と監査役を選任	監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して選任	
任期	取締役2年(当社は1年) 監査役4年	取締役(監査等委員である取締役を除く。)1年 監査等委員である取締役2年	
重要な業務執行の決定	取締役への委任不可	法定のものを除き、全部又は一部を取締役(監査等委員である取締役を除く。)に委任することができる	
取締役(監査等委員である取締役を除く。)の選任等・報酬等についての意見陳述権	なし	あり(監査等委員会が選定する監査等委員は、株主総会において監査等委員会の意見を述べることができる)	
役員数	取締役5名(うち社外2名) 監査役3名(うち社外3名)	取締役(監査等委員である取締役を除く。)3名(うち社外0名) 監査等委員である取締役3名(うち社外3名)	第3号議案 第4号議案 第5号議案
	—	取締役合計6名(うち社外3名)	
役員報酬限度額	取締役 年額5億円以内 (社外分も含む。)	取締役(監査等委員である取締役を除く。) 年額3億円以内	第6号議案
	監査役 年額6千万円以内	監査等委員である取締役 年額5千万円以内	第7号議案
株主報酬制度に係る金銭報酬及び株式数の上限	取締役(社外を除く。) 報酬総額 年額2億円以内 株式総数 年10万株以内	取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。) 報酬総額 年額1億円以内 株式総数 年5万株以内	第8号議案

■ 第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

当社は、当社グループを取り巻く事業環境の急速な変化への対応力を一層強化し、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、監査等委員会設置会社へ移行することといたしたいと存じます。また、重要な業務執行の決定権限を業務執行取締役へ委任することにより意思決定の迅速化を図るとともに、取締役会においては、経営方針・経営戦略や、グループの重大リスクなどの重要な経営課題を重点的に審議することにより、経営の意思決定のスピードを高め、これらの課題に適切に対処いたします。

本移行に伴い、当社定款につきまして、監査等委員に関する規定の新設、重要な業務執行の決定の取締役への権限委任に関する規定の新設、監査役会及び監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

なお、本定款変更につきましては、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条 } <条文省略>	第1条 } <現行どおり>
第3条	第3条
(機 関)	(機 関)
第4条 本会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。	第4条 本会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
(1) 取締役会	(1) 取締役会
(2) 監査役	(2) <u>監査等委員会</u>
(3) <u>監査役会</u>	<削 除>
(4) 会計監査人	(3) <u>会計監査人</u>
第5条 <条文省略>	第5条 <現行どおり>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第2章 株 式</p> <p>第6条 } <条文省略> 第11条</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第12条 } <条文省略> 第17条</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員 数) 第18条 当社の取締役は<u>3名以上</u>とする。 <新 設></p> <p>(選 任) 第19条 取締役は、株主総会において選任する。</p>	<p>第2章 株 式</p> <p>第6条 } <現行どおり> 第11条</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第12条 } <現行どおり> 第17条</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員 数) 第18条 当社の取締役は<u>10名以内</u>とする。 <u>2 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は5名以内とする。</u></p> <p>(選 任) 第19条 取締役は、株主総会において、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;"><新 設></p> <p><u>2</u> <条文省略></p> <p><u>3</u> <条文省略></p> <p style="text-align: center;"><新 設></p> <p>(任 期)</p> <p>第20条 <u>取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。増員又は補欠のため選任された取締役の任期は、前任取締役又は他の取締役の残任期間と同一とする。</u></p> <p style="text-align: center;"><新 設></p> <p style="text-align: center;"><新 設></p>	<p><u>2</u> <u>当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u></p> <p><u>3</u> <現行どおり></p> <p><u>4</u> <現行どおり></p> <p><u>5</u> <u>補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(任 期)</p> <p>第20条 <u>取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>2</u> <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3</u> <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</p>
<p>(招集、議長及び決議の方法)</p> <p>第22条 <条文省略></p> <p>2 <条文省略></p> <p>3 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに、各取締役及び各監査役に発する。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。</p> <p>4 <条文省略></p>	<p>(招集、議長及び決議の方法)</p> <p>第22条 <現行どおり></p> <p>2 <現行どおり></p> <p>3 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに、各取締役に<u>対して</u>発する。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。</p> <p>4 <現行どおり></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(決議の省略)</p> <p>第23条 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p><u>ただし、監査役が当該提案について異議を述べたときはこの限りでない。</u></p>	<p>(決議の省略)</p> <p>第23条 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>
<p>(議事録)</p> <p>第24条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びに決議に反対した者の氏名及びその反対理由、その他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役が記名押印又は電子署名する。</p>	<p>(議事録)</p> <p>第24条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びに決議に反対した者の氏名及びその反対理由、その他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役が記名押印又は電子署名する。</p>
<p style="text-align: center;"><新 設></p>	<p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第25条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>第25条 <条文省略></p>	<p>第26条 <現行どおり></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(報酬等)</p> <p>第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって、定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第27条 <条文省略></p> <p>2 当会社は、取締役（業務執行取締役又は支配人その他の使用人である者を除く。）との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役の数)</p> <p>第28条 本会社に3名以内の監査役を置く。</p> <p>(選 任)</p> <p>第29条 監査役は、株主総会において選任する。</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第28条 <現行どおり></p> <p>2 当会社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</p> <p><削 除></p> <p><削 除></p> <p><削 除></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(補欠監査役の選任)</u></p> <p><u>第30条 当社は、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p><u>2 補欠監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>3 補欠監査役の選任の効力は、選任後最初に開催される定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p><u>(任 期)</u></p> <p><u>第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。補欠のため選任された監査役の任期は、前任監査役の残任期間と同一とする。</u></p>	<p><削 除></p> <p><削 除></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(招集及び決議の方法)</p> <p>第32条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に発する。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第33条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p>第34条 <u>監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p><削 除></p> <p><削 除></p> <p><削 除></p>
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第35条 <u>当会社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には損害賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p>	<p><削 除></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2 <u>当社は、監査役との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</u></p> <p style="text-align: center;"><新 設></p> <p style="text-align: center;"><新 設></p> <p style="text-align: center;"><新 設></p>	<p style="text-align: center;">第5章 監査等委員会</p> <p style="text-align: center;"><u>(常勤の監査等委員)</u></p> <p><u>第29条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(監査等委員会の招集、決議の方法)</u></p> <p><u>第30条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>3 <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><新 設></p>	<p><u>(監査等委員会の議事録)</u> <u>第31条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びに決議に反対した者の氏名及びその反対理由、その他法令に定める事項は、議事録に記載し、出席した監査等委員が記名押印又は電子署名する。</u></p>
<p><新 設></p>	<p><u>(監査等委員会規程)</u> <u>第32条 監査等委員会に関する事項は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
<p>第6章 計 算</p>	<p>第6章 計 算</p>
<p>第<u>36</u>条) 第<u>39</u>条</p> <p><条文省略></p>	<p>第<u>33</u>条) 第<u>36</u>条</p> <p><現行どおり></p>
<p><新 設></p>	<p>第7章 附 則</p>
<p><新 設></p>	<p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u> <u>第37条 当社は、第11回定時株主総会終結前の監査役（監査役であったものを含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;"><新 設></p>	<p>(監査役の責任限定契約に関する経過措置)</p> <p><u>第38条 第11回定時株主総会終結前の監査役</u> <u>(監査役であったものを含む。)</u>の行為に <u>関する会社法第423条第1項の損害賠償責</u> <u>任を限定する契約については、なお同定時</u> <u>株主総会の決議による変更前の定款第35</u> <u>条第2項の定めるところによる。</u></p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、本総会終結の時をもって監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員5名は任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は、第2号議案における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

取締役候補者は以下のとおりです。

候補者番号	氏名	当社における現在の地位及び担当	取締役会出席率
1	よし むら たけし 吉村 猛	再任 代表取締役会長	100% (16/16)
2	い く ま つとむ 伊久間 努	再任 代表取締役社長CEO兼COO	100% (13/13)
3	たか はし かず ひこ 高橋 和彦	再任 取締役	100% (16/16)

再任 再任取締役候補者

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 高橋和彦氏は非業務執行取締役候補者であります。当社は、同氏との間で、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に規定される金額の合計を限度とする旨の責任限定契約を締結しており、当該責任限定契約の内容は事業報告の52ページに記載のとおりです。同氏が選任された場合は、当該契約を継続する予定であります。
3. 取締役会出席率は当事業年度に開催された取締役会の回数及び出席回数より算出しております。なお、伊久間努氏は事業年度中に新たに役員に就任したため、取締役会の開催回数が他の役員と異なります。
4. 当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の52ページに記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
5. 伊久間努氏が、過去10年間に当社の親会社であるSBIホールディングス株式会社の業務執行者であった状況については、次ページ以降の「略歴並びに当社における地位及び担当」欄に記載のとおりです。
6. 高橋和彦氏が、過去10年間に当社の親会社であるSBIホールディングス株式会社及びその子会社の業務執行者であった状況については、次ページ以降の「略歴並びに当社における地位及び担当」欄に記載のとおりです。
7. 取締役候補者の「略歴並びに当社における地位及び担当」にて「現任」の記載がないものにつきましては全て退任しております。

候補者番号

1

再任



よしむら たけし
吉村 猛

(生年月日 1960年4月3日)

- ▶ 所有する当社の株式数 20,000株
- ▶ 取締役在任年数(本総会終結時) 2年5ヶ月

▶ **略歴並びに当社における地位及び担当**

- 1983年4月 株式会社山口銀行 入行
- 2006年10月 株式会社山口フィナンシャルグループ 総合企画部長 就任
- 2007年1月 株式会社山口銀行 総合企画部長 就任
- 2009年6月 同行 取締役 就任
- 2009年6月 株式会社山口フィナンシャルグループ 取締役 就任
- 2011年6月 株式会社山口銀行 常務取締役徳山支店長 就任
- 2012年6月 同行 常務取締役東京本部長 就任
- 2015年6月 同行 常務取締役 就任
- 2016年6月 株式会社山口フィナンシャルグループ 代表取締役社長 就任
- 2016年6月 株式会社山口銀行 取締役頭取 就任
- 2017年6月 株式会社もみじ銀行 取締役 就任
- 2017年6月 株式会社北九州銀行 取締役 就任
- 2018年6月 株式会社山口銀行 取締役会長 就任
- 2020年6月 株式会社山口フィナンシャルグループ 代表取締役会長グループCEO 就任
- 2023年1月 アルヒ株式会社(現SBIアルヒ株式会社) 社外取締役 就任
- 2023年6月 同社 代表取締役会長 就任(現任)
- 2023年12月 SBIエステートファイナンス株式会社 取締役会長 就任(現任)
- 2025年2月 SBI信用保証株式会社 取締役会長 就任(現任)

▶ **重要な兼職の状況**

該当する事項はございません。

▶ **取締役候補者とした理由**

吉村猛氏は、長年にわたり地方銀行等の経営に携わり、金融サービス事業や経営全般に関する幅広い知識と豊富な経験を有しております。地方銀行での企業経営経験者としての視点と事業戦略構築の知見等に基づき、当社の経営方針や事業戦略に関する意思決定に対する関与が期待されるため、取締役会は同氏を引き続き取締役候補者としたものであります。

候補者番号

2

再任



い く ま つとむ
伊久間 努

(生年月日 1967年7月3日)

- ▶ 所有する当社の株式数 50,100株
- ▶ 取締役在任年数(本総会終結時) 1年0ヶ月

▶ 略歴並びに当社における地位及び担当

- 1992年 4月 伊藤忠商事株式会社 入社
- 2003年 7月 デルコンピュータ株式会社(現デル・テクノロジーズ株式会社) 入社
- 2005年12月 株式会社リヴァンプ 入社
- 2009年12月 株式会社ウォーターダイレクト(現株式会社プレミアムウォーターホールディングス)
代表取締役社長 就任
- 2013年 4月 株式会社フージャースホールディングス 社外取締役 就任
- 2015年 9月 株式会社フージャースホールディングス 入社 専務取締役 就任
- 2017年10月 Hoosiers,Inc. President 就任
- 2020年 5月 株式会社フージャースウェルネス&スポーツ 代表取締役社長 就任
- 2022年 4月 株式会社フージャースホールディングス 取締役専務執行役員 就任
- 2023年 6月 SBIホールディングス株式会社 入社
同社 専務執行役員管理本部長 就任
- 2024年 2月 SBIアルヒ株式会社 顧問 就任
- 2024年 4月 同社 副社長執行役員COO 就任
- 2024年 6月 同社 代表取締役社長CEO兼COO 就任(現任)

▶ 重要な兼職の状況

該当する事項はございません。

▶ 取締役候補者とした理由

伊久間努氏は、商社、外資系IT企業や製造業など幅広い業界での勤務経験やマネジメント経験を有し、また、SBIホールディングス株式会社の専務執行役員としてSBIグループの事業に精通しています。2024年2月に当社の顧問となり、2024年4月には副社長執行役員COOに就任。2024年6月からは当社の代表取締役社長CEO兼COOとして、当社経営戦略の実現に向けた組織改革を牽引するほか、SBIグループ各社との連携を強化するなど重要な役割を果たしております。これらのことから、企業価値向上への貢献が期待されるため、取締役会は同氏を引き続き取締役候補者としたものであります。

候補者番号

3

再任



た か は し か ず ひ こ
高橋和彦

(生年月日 1970年1月7日)

- ▶ 所有する当社の株式数 0株
- ▶ 取締役在任年数(本総会終結時) 2年0ヶ月

▶ 略歴並びに当社における地位及び担当

- 1997年 8月 ソフトバンク株式会社 入社
- 2000年 8月 ソフトバンク・ファイナンス株式会社(現ソフトバンク株式会社) 入社
- 2005年 2月 SBIパートナーズ株式会社(現SBIホールディングス株式会社) 取締役 就任
- 2005年 7月 SBIホールディングス株式会社 入社
- 2010年 6月 SBIギャランティ株式会社 取締役 就任(現任)
- 2011年 6月 SBIライフリビング株式会社(現株式会社ウェイブダッシュ) 取締役 就任
- 2013年 6月 SBIウェルネスバンク株式会社 取締役 就任
- 2015年 6月 SBIエステートマネジメント株式会社(現SBIプライベートリートアドバイザーズ株式会社)
代表取締役社長 就任
- 2016年 6月 セムコーポレーション株式会社(現SBIエステートファイナンス株式会社)
代表取締役社長 就任(現任)
セムリアルエステート株式会社(現SBIスマイル株式会社) 代表取締役社長 就任(現任)
- 2017年12月 株式会社マリオン 社外取締役 就任
- 2019年 9月 学校法人SBI大学 監事 就任(現任)
- 2023年 6月 アルヒ株式会社(現SBIアルヒ株式会社) 取締役 就任(現任)

▶ 重要な兼職の状況

高橋和彦氏は、SBIエステートファイナンス株式会社及びSBIスマイル株式会社の代表取締役社長であります。また、SBIギャランティ株式会社の取締役であります。

▶ 取締役候補者とした理由

高橋和彦氏は、複数の企業の代表取締役を歴任し、経営者としての豊富な経験と知見を有しております。また、不動産事業及び金融関連事業での長年の経験から、これらの事業に精通しております。同氏は2023年6月より当社の取締役に就任しており、同氏が有する経験と知見を活かし、当社の事業戦略の強化及び事業課題の解決に貢献する重要な役割を果たしていることから、取締役会は同氏を引き続き取締役候補者としたものであります。

■ 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は、第2号議案における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

監査等委員である取締役候補者は、以下のとおりです。

候補者番号	氏名	新任	社外	独立	当社における現在の地位及び担当	取締役会出席率
1	ばば やす ひろ 馬場 康 弘	新任	社外	独立	常勤監査役	100% (16/16)
2	やなぎ さわ み か 柳澤 美 佳	新任	社外	独立	社外取締役	100% (13/13)
3	すみの り な 角野 里 奈	新任	社外	独立	—	—
新任	新任の監査等委員である取締役候補者	社外	社外取締役候補者	独立	東京証券取引所の定めに基づく独立役員	

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 馬場康弘氏、柳澤美佳氏、角野里奈氏は社外取締役候補者であります。
3. 当社は、馬場康弘、柳澤美佳の各氏との間で、会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。本総会の決議事項第2号議案及び本議案を原案どおりご承認いただいた場合、柳澤美佳氏との間で当該契約を継続するとともに、馬場康弘氏及び角野里奈氏との間でも同内容の契約を締結する予定です。
4. 当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の52ページに記載のとおりです。本総会の決議事項第2号議案及び本議案を原案どおりご承認いただいた場合、全ての監査等委員である取締役の候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
5. 各候補者の「略歴並びに当社における地位及び担当」にて「現任」の記載がないものにつきましては全て退任しております
6. 当社は、馬場康弘氏及び柳澤美佳氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。また、角野里奈氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
7. 角野里奈氏の戸籍上の氏名は岡田里奈であります。

候補者番号

1

新任

社外

独立



ば ば や す ひ ろ
馬場 康弘

(生年月日 1961年2月16日)

- ▶ 所有する当社の株式数 0株
- ▶ 監査役在任年数(本総会終結時) 3年0ヶ月

▶ 略歴並びに当社における地位及び担当

- 1983年 4月 東京銀行(現三菱UFJ銀行) 入行
- 1986年 7月 大蔵省(現財務省) 出向(一時転籍)
- 1988年 7月 東京銀行(現三菱UFJ銀行) 復職(2012年10月退職)
- 2006年 1月 三菱東京UFJ銀行(現三菱UFJ銀行) 法人企画部 法人コンプライアンス室長 就任
- 2009年12月 三菱UFJ証券株式会社 グローバルコンプライアンス部長 就任
- 2010年 5月 三菱UFJ証券ホールディングス株式会社 業務管理統括部長 就任
三菱UFJモルガンスタンレー証券株式会社 コンプライアンス統括部特命部長 就任
- 2017年 6月 MUS情報システム株式会社 監査役 就任
- 2020年 7月 山田コンサルティンググループ株式会社 法務コンプライアンス室長 就任
- 2022年 6月 アルヒ株式会社(現SBIアルヒ株式会社) 常勤監査役 就任(現任)
- 2023年12月 SBIエスレートファイナンス株式会社 監査役 就任(現任)
- 2024年 6月 SBIギャランティ株式会社 監査役 就任(現任)

▶ 重要な兼職の状況

該当する事項はございません。

▶ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

馬場康弘氏は、大手銀行における企画・営業部門での勤務、大蔵省(現財務省)での勤務、金融機関等におけるコンプライアンス部門での勤務等、多様な経験に基づく金融・財務・コンプライアンスに関する豊富な知見を有しております。また、情報システム会社での監査役経験も有しており、2022年6月からは当社にて常勤監査役として、当社の健全かつ適切な運営のために重要な役割を果たしております。同氏には金融・財務・コンプライアンスの専門的な観点から、取締役の職務執行に対する監督、助言等を頂くこと、及び、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定について関与、監督等を期待したため、監査等委員である社外取締役候補者としたものであります。

▶ 社外役員の独立性に関する事項

当社は、馬場康弘氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

候補者番号

2

新任

社外

独立



やなぎ さわ み か
柳澤美佳

(生年月日 1967年12月12日)

- ▶ 所有する当社の株式数 0株
- ▶ 社外取締役在任年数 1年0ヶ月
(本総会終結時)

▶ 略歴並びに当社における地位及び担当

- 1990年 4月 三菱商事株式会社 入社
- 2005年 4月 最高裁判所司法研修所 (司法修習59期)
- 2006年10月 シティユーワ法律事務所 入所
- 2016年 1月 ダイソン株式会社 法務部 入社
- 2018年10月 株式会社オークローンマーケティング 法務部 入社
- 2021年 6月 株式会社うるる 社外監査役 就任
- 2023年 2月 モデラート株式会社 社外監査役 就任 (現任)
- 2023年 4月 WINGS法律事務所 代表弁護士 就任 (現任)
- 2023年 5月 株式会社ナルミヤ・インターナショナル 社外取締役 (監査等委員) 就任 (現任)
- 2023年 7月 株式会社グラニフ 社外取締役 就任 (現任)
- 2024年 6月 当社 社外取締役 就任 (現任)
- 2025年 4月 第一東京弁護士会 副会長 就任 (現任)

▶ 重要な兼職の状況

柳澤美佳氏は、WINGS法律事務所の代表弁護士であり、第一東京弁護士会の副会長を務めております。また、株式会社ナルミヤ・インターナショナルの社外取締役 (監査等委員) 及び株式会社グラニフの社外取締役であり、モデラート株式会社の社外監査役であります。

▶ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

柳澤美佳氏は、法律事務所での弁護士としての経験を有するほか、事業会社での組織内弁護士として企業法務、コンプライアンス、リスクマネジメント等の業務に幅広く携わっております。2024年6月からは当社の社外取締役として、当社の経営全般に対する有益な助言をいただいております。同氏には弁護士としての専門的な観点から、取締役の職務執行に対する監督、助言等を頂くこと、及び、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定について関与、監督等を期待したため、監査等委員である社外取締役候補者としたものであります。

▶ 社外役員の独立性に関する事項

当社は、柳澤美佳氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。また、同氏が所属しているWINGS法律事務所との間に顧問契約はなく、定常的な取引もありません。

候補者番号

3

新任

社外

独立



すみのりな
角野里奈

(生年月日 1980年3月12日)

- ▶ 所有する当社の株式数 0株
- ▶ 社外取締役在任年数 (本総会終結時) ー

▶ 略歴並びに当社における地位及び担当

- 2003年 4月 中央青山監査法人 入所
- 2006年 4月 公認会計士登録
- 2007年 8月 PwCアドバイザリー株式会社 (現:PwCアドバイザリー合同会社) 入社
- 2011年 7月 株式会社KPMG FAS 入社
- 2013年 6月 株式会社リクルートホールディングス 入社
- 2018年 6月 八面六臂株式会社 監査役 就任 (現任)
- 2018年10月 角野里奈公認会計士事務所 設立 所長 就任 (現任)
株式会社ACCESSO 設立 代表取締役 就任 (現任)
- 2020年 1月 インベスコ・オフィス・ジェイリート投資法人 監督役員 就任
- 2020年 7月 株式会社エスクリ 社外監査役 就任
- 2020年 9月 株式会社サウンドファン 社外監査役 就任 (現任)
- 2021年 6月 株式会社エスクリ 社外取締役 (監査等委員) 就任 (現任)
- 2021年 9月 株式会社Linc'well 社外監査役 就任 (現任)
- 2022年 6月 ニフティライフスタイル株式会社 社外監査役 就任 (現任)
株式会社リビングプラットフォーム 社外監査役 就任 (現任)
- 2023年 2月 モデラート株式会社 社外監査役 就任 (現任)
- 2024年 9月 株式会社UNICONホールディングス 社外監査役 就任 (現任)

▶重要な兼職の状況

角野里奈氏は角野里奈公認会計士事務所として独立されており、株式会社ACCESSOの代表取締役であります。また、株式会社エスクリの社外取締役（監査等委員）であり、八面六臂株式会社の監査役、株式会社サウンドファン及び株式会社Linc'well、ニフティライフスタイル株式会社、株式会社リビングプラットフォーム、モデラート株式会社、株式会社UNICONホールディングスの社外監査役であります。

▶監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

角野里奈氏は、公認会計士としての豊富な経験と財務及び会計、経営に関する専門的な知見を有しており、当該知見を活かして特に会計についての専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくこと、及び、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定について関与、監督等いただくことを期待したため、監査等委員である社外取締役候補者としたものであります。

▶社外役員の独立性に関する事項

当社は、角野里奈氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ることを予定しております。また、同氏が所属している角野里奈公認会計士事務所及び株式会社ACCESSOとの間に契約はなく、定常的な取引もありません。

■ 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は、第2号議案における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。また、本議案における選任の効力は、就任前に限り、監査等委員会の同意を得た上で、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、以下のとおりです。

こ し お い さ む
小 塩 勇

(生年月日 1967年9月24日)

▶所有する当社の株式数

0株

▶略歴並びに当社における地位及び担当

1990年 4月 日商岩井株式会社（現双日株式会社） 入社
2000年 4月 アイ・ティー・エックス株式会社 入社
2006年 4月 同社 監査室長
2010年 2月 同社 経理部長
2018年 7月 アルヒ株式会社（現SBIアルヒ株式会社）入社
同社 財務経理本部 経理部長
2024年 10月 同社 フェロー役員 就任（現任）
2025年 1月 同社 管理本部リスク管理室長
2025年 4月 同社 経営企画本部リスク管理室長（現任）

▶重要な兼職の状況

該当する事項はございません。

▶補欠としての監査等委員である取締役候補者とした理由

小塩勇氏は、事業会社で長年にわたり会計、内部統制及び監査の分野に携わり、豊富な経験と高い専門性を有しております。当社においても財務・会計分野において高い専門性と知見を発揮して経営の一翼を担う重要な役割を果たしており、監査等委員である取締役として求められる経験と知見を十分に有していることから、取締役会は同氏を補欠としての監査等委員である取締役候補者としたものであります。

- (注) 1. 小塩勇氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の52ページに記載のとおりです。そのため、小塩勇氏が監査等委員である取締役に就任する際には、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
3. 補欠としての監査等委員である取締役候補者の「略歴並びに当社における地位及び担当」にて「現任」の記載がないものにつきましては全て退任しております。

■第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、2017年6月14日開催の第3回定時株主総会において、年額5億円以内と決議いただき現在に至っておりますが、これを廃止し、経済情勢等諸般の事情も考慮して、新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を年額3億円以内とさせていただきたいと存じます。なお、当該報酬額には、従来どおり、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

本議案については、経済情勢、当社の事業規模、現行の役員報酬体系やその支給水準等を総合的に勘案しつつ、独立社外取締役及び独立社外監査役が取締役・監査役全体の過半数を占めている取締役会で審議のうえ決定しており、相当であるものと判断しております。

また、本議案をご承認いただいた場合、54ページ以下に記載の「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」について、対象者を「取締役」としている部分は、「取締役（監査等委員である取締役を除く。）」と変更すること等を予定しております。

現在の取締役は5名（うち社外取締役2名）ですが、第2号議案及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件」をご承認いただきますと、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）は3名（うち社外取締役0名）となります。

なお、本議案は、第2号議案における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

■ 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を定めることとし、年額5千万円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案については、当社のガバナンスにおいて監査等委員が果たすべき職責、今後のガバナンス強化の要請等へ柔軟に対応することができるようにすること等を総合的に勘案して取締役会で審議のうえ決定したものであり、相当であるものと判断しております。

本議案に係る監査等委員である取締役は、第2号議案及び第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」をご承認いただきますと、3名となります。

なお、本議案は、第2号議案における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

■ 第 8 号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する株式報酬制度設定の件

1. 提案の理由

当社は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的として、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対して譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給する制度を導入しております。

当社は、第 2 号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。本議案において以下「対象取締役」という。）を対象とした譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」という。）を改めて設定することをお願いするものであります。（本制度による報酬は、第 6 号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件」の報酬額とは別枠であります。）

後記の金銭報酬及び株式数の上限は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（なお、本議案が承認可決された場合には、ご承認いただいた内容とも整合するよう、当該方針を後述【ご参考】欄に記載の内容に変更する予定です。）その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

なお、本議案は、第 2 号議案における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第 3 号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）3 名選任の件」及び本議案が原案どおり承認可決された場合、対象取締役は 3 名となります。

また、本株主総会で本制度に関する議案が原案どおり承認可決された場合、当社の取締役を兼務しない執行役員に対しても同様の譲渡制限付株式報酬制度を適用する予定です。

2. 本制度の概要

(1) 本制度に係る金銭報酬及び株式数の上限

本制度により対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額 1 億円以内といたします。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本制度により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として当社に給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものといたします。これにより発行処分する当社の普通株式の総数は、上記の総額を踏まえ、年 5 万株以内^(※)といたします。

本制度に係る報酬の各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定するものといたします。

(※) 本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整するものとします。なお、その 1 株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値。）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。

(2) 譲渡制限付株式割当契約の内容の概要

本制度による当社の普通株式の発行又は処分にあたっては、当社と各対象取締役との間で、譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結いたします。

本割当契約の内容の概要は、次のとおりであります。

①譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より3年間から5年間までの間で当社の取締役会があらかじめ定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

②退任時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社の取締役会があらかじめ定める地位を退任した場合には、その退任につき任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

③譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が譲渡制限期間中、継続して当社の取締役会があらかじめ定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記②に定める任期満了、死亡その他正当な事由により、譲渡制限期間が満了する前に上記②に定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

④組織再編等における取扱い

上記①の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会。）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

⑤その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

【ご参考】本株主総会において本議案が決議されました場合は、事業報告の54ページ以下に記載の「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」について、譲渡制限付株式報酬制度に基づき報酬を支給する対象者を「取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）」とし、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭債権の総額を年額1億円以内と変更すること及び譲渡制限付株式報酬として発行又は処分する当社の普通株式の総数を年5万株以内と変更することを予定しております。

以 上

<2025年6月24日 第11回定時株主総会後の取締役（予定）>

氏名	役職	社外	企業経営	財務・会計・ ファイナンス	営業 マーケティング・	国際性	人事・労務	コンプライアンス 法務・	リスクマネジメント ガバナンス・	ESG・ サステナビリティ
吉村 猛	代表取締役		●	●					●	●
伊久間 努	代表取締役		●	●		●			●	
高橋 和彦	取締役		●	●	●			●		
馬場 康弘	取締役（常勤 監査等委員）	●		●		●		●	●	
柳澤 美佳	取締役（監査 等委員）	●				●	●	●	●	
角野 里奈	取締役（監査 等委員）	●		●		●			●	●

- (注) 1. 上記は、各人の有するスキルのうち、主なもの4つに●印を付けております。各人の有する全てのスキル・能力・その他の知見を表しているものではありません。
2. 役付取締役は本株主総会後の取締役会にて、常勤監査等委員は監査等委員会にて、正式に決定いたします。

事業報告 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度の営業収益は、22,292百万円（前連結会計年度比9.3%増）となりました。2024年10月以降の固定と変動の金利差縮小を背景に、当社の主力商品である【フラット35】の融資実行件数は、第4四半期に前年同期比プラスに転じましたが、第3四半期までが低調であったことに加え、変動金利商品の融資実行件数が伸び悩んだことなどから、オリジネーション関連収益は前連結会計年度比2.7%減少しました。一方で、複数社からのサービシング事業の譲り受け等によるサービシング・フィー売上の増加、保険関連収益が好調に推移したことに加え、SBIエースタートファイナンスグループ（以下、SBI E Fグループ）を完全子会社化したことで、リカーリング収益は前連結会計年度比11.9%増加しました。また、アセット・その他収益に関しても、足元の金利上昇の影響を受けたFVTPLの金融商品から生じる損失の計上があったものの、SBI E Fグループを完全子会社化したことで、前連結会計年度比36.0%増加しました。

営業費用は、引き続き固定費の削減に努めましたが、SBI E Fグループを完全子会社化したことやフランチャイズ店舗への支援等に加え、SBIブランドの活用を目的とした店舗看板の変更や店舗統廃合及び事業戦略の転換に伴う資産整理などの構造改革費用を計上した影響もあり19,843百万円（同9.8%増）となりました。その結果、税引前利益については2,427百万円（同4.3%増）、当期利益は1,897百万円（同27.4%増）、親会社の所有者に帰属する当期利益は1,904百万円（同25.5%増）となりました。

当社グループは住宅金融事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。なお、当連結会計年度よりセグメント内の収益区分を以下のとおり変更しております。前年との比較については、前年の金額を変更後の収益区分に組み替えた金額で表示しております。

前連結会計年度以前

収益区分	内訳
融資実行業務	オリジネーション・フィー売上
ファイナンス業務	貸付債権流動化関連収益
	受取利息
	FVTPLの金融商品から生じる利得又は損失
債権管理回収業務	サービシング・フィー売上
保険関連業務	保険関連業務
その他業務	その他

当連結会計年度以降

収益区分	内訳
オリジネーション関連収益	オリジネーション・フィー売上
	貸付債権流動化関連収益
リカーリング収益	サービシング・フィー売上
	保険関連業務
アセット・その他収益	受取利息
	FVTPLの金融商品から生じる利得又は損失
	その他

以上により、当社グループの当連結会計年度の営業収益は以下のとおりとなりました。

(単位：百万円)

営業収益内訳	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	前連結会計年度比
オリジネーション 関連収益	9,892	9,621	△2.7%
リカーリング収益	6,751	7,554	+11.9%
アセット・その他収益	3,760	5,116	+36.0%
合計	20,405	22,292	+9.3%

(注) 各収益の主な内訳は以下のとおりです。

1. オリジネーション関連収益

- ・当社が融資実行した際に受領するオリジネーション・フィー売上 (実行金額に一定の料率を乗じて算出)
- ・住宅ローン債権の譲渡時に発生する貸付債権流動化関連収益 (債権譲渡の対象となる住宅ローン債権について、当社が受け取る権利を有している金利スプレッド等の将来キャッシュ・フローを公正価値で評価し収益認識するもの)

2. リカーリング収益

- ・当社が独立行政法人住宅金融支援機構から受領するサービシング・フィー売上 (住宅ローンの債権譲渡により会計上認識される回収サービス資産について、期中回収分をサービシング・フィー売上に含む)
- ・保険代理店手数料
- ・団体信用生命保険料売上
- ・家賃保証等による売上

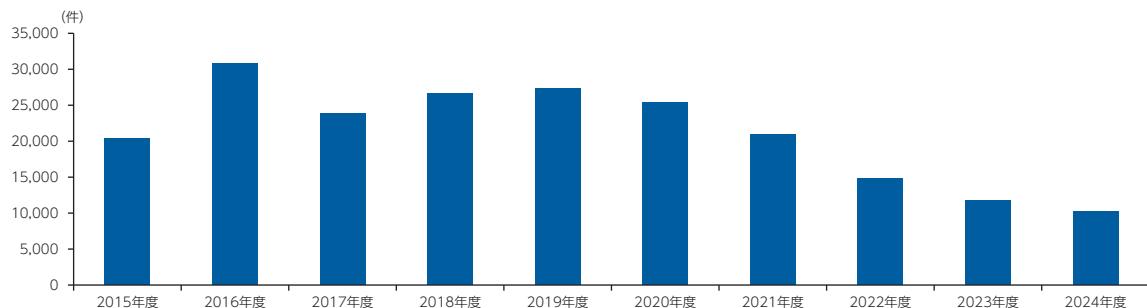
3. アセット・その他収益

- ・当社で保有している貸付債権から発生する利息収入
- ・不動産担保ローン等による利息収入
- ・不動産リースバックによる売上
- ・金融商品の公正価値の変動から生じる利得又は損失

(ご参考) 業績ハイライト

▶当社における住宅ローン融資実行件数の推移 (借換含む)

2024年10月以降の固定と変動の金利差縮小を背景に、主力商品である【フラット35】の融資実行件数は、第4四半期に前年同期比プラスに転じました。しかしながら、第3四半期までの【フラット35】の融資実行件数が低調であったことに加え、変動金利商品の融資実行件数が伸び悩んだことなどから、通期融資実行件数(借換含む。)は前連結会計年度比12.6%減少しました。



(2) 資金調達等についての状況

① 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの運転資金の調達及び借入金の返済を目的として、複数の金融機関より長期借入金8,685百万円の調達を実施しました。また、手元流動性を確保するため、11,400百万円のコミットメントライン契約の更改を実施しました。その結果、当連結会計年度末における長期借入金48,610百万円、短期借入金57,289百万円、社債は3,500百万円となっております。その他、増資等による資金調達は行っておりません。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施しました当社グループの設備投資の総額は、837百万円であり、その主なものは、業務系システム関連及びサイト運営関連ソフトウェア、本社の内装工事並びに支店の出店改装などによるものであります。

(3) 主要な借入先及び借入額 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

借入先	借入残高
株式会社みずほ銀行	15,872
株式会社三井住友銀行	10,627

- (注) 1. 当社は運転資金の調達及び手元流動性を確保するため、株式会社みずほ銀行を主幹事とする総額32,900百万円のシンジケーション方式によるコミットメントライン契約、株式会社三井住友銀行と10,000百万円のコミットメントライン契約を締結しております。
2. 上記コミットメントライン契約に基づく当連結会計年度末の借入実行残高は、25,000百万円であります。

(4) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区分	2022年3月期 第8期	2023年3月期 第9期	2024年3月期 第10期	2025年3月期 第11期
営業収益	25,189	22,601	20,405	22,292
税引前利益	6,151	4,119	2,327	2,427
当期利益	4,225	2,802	1,488	1,897
親会社の所有者に帰属する当期利益	4,239	2,821	1,517	1,904
当期包括利益	4,225	2,802	1,488	1,897
基本的1株当たり当期利益	119円78銭	79円64銭	39円43銭	42円98銭
希薄化後1株当たり当期利益	119円02銭	79円40銭	39円36銭	42円95銭
資産合計	150,713	148,616	191,351	205,679
資本合計	31,877	32,735	41,953	42,151
親会社の所有者に帰属する持分	31,889	32,765	42,012	42,003
親会社所有者帰属持分比率	21.2%	22.0%	22.0%	20.4%
1株当たり親会社所有者帰属持分	903円09銭	921円43銭	949円00銭	947円03銭

- (注) 1. 当社は、会社計算規則第120条第1項の規定により国際会計基準に基づいて連結計算書類を作成しております。
2. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表記しております。

(5) 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

当社は、住宅金融事業を主要事業としております。その主な内容は以下のとおりです。

① 経営の基本方針

人生は「ある日」の積み重ねでできています。当社グループは、ライフステージに応じた住まいの実現を金融面からサポートし、お客さまの大切な「ある日」をお手伝いし、笑顔溢れる社会に貢献します。

当社グループは、全国の店舗をはじめとする多様なチャネルを通じて、個人のお客さまには、固定金利商品も変動金利商品も取り揃えている住宅ローンに加え、自宅の買替えに伴う様々な資金に活用できるマイホーム売却サポートローン、自宅売却後も貸借し住み続けることができるリースバックを、住宅ローンの主要パートナーである不動産事業者さまへは仕入資金ローンや仕入物件をご提供します。

当社グループは、多様な金融サービス、卓越したオペレーション、パートナーネットワークを通じて、お客さまにとってファーストチョイスとなる住宅金融のリーディングカンパニーを目指します。

② 中期的な経営戦略

今後の住宅市場においては、人口や不動産全体の流通量はやや微減となるものの、社会の多様化によるシングル、シニア、外国籍の方の増加などを背景に、同顧客層などにおける住宅ニーズが高まると考えております。また、住宅ローン市場においては、住宅市場に連動し、市場全体としては微減傾向となるものの、今後増加が見込まれる顧客層からの借入ニーズの高まりに加え、日本銀行の金融政策の正常化を進める中での段階的な政策金利の引き上げにより、固定と変動の金利差が縮小傾向となり、固定金利化ニーズが高まると考えております。

また、当社の足元の課題としては、事業環境の変化に対応するための営業現場、オペレーション及びプロパーローンの強化、外部環境に左右されやすいフロー偏重の収益構造から脱却するためのストック収益の拡大、更なるSBIグループリソース・機能の活用と考えております。

このような事業環境見通し及び足元の課題を踏まえて、当社グループは、お客さまの各ライフステージにおける住宅金融サポート機能の構築を目指し、2025年5月に「中期経営計画2025」を策定しております。

当社は、「中期経営計画2025」において、①【フラット35】シェア圧倒的No1、②成長領域への投資、③ストック収益50%超、の3つを重点施策として設定しております。

具体的には、【フラット35】の年間シェアでの圧倒的No1に向け、「営業ネットワーク」と「オペレーション」への投資を拡大し、更なるDX化を推し進めることにより事業基盤を強化してまいります。

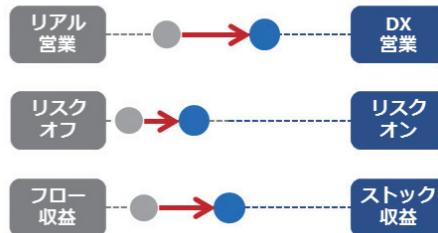
成長領域への投資に関しては、世帯数の増加や流通量の増加が見込まれるシングル、シニア、外国籍の方々といった新たな顧客層（成長領域）に対して、段階的にプロパーローンを中心とした商品開発の強化を進めます。それと同時にリスク・リターンのバランスを保ちながらリスクオンを実施するために更なるリスク管理体制を強化してまいります。

ストック収益50%の達成に向けては、SBI E Fグループの継続的な成長、SBIグループとの共同出資にて開始した保証事業においては、当社の住宅ローンに加え、SBIグループのリソースを活用することにより全国の金融機関への住宅ローン保証業務の取扱いを拡大してまいります。これにより、従来の金利動向に左右されやすいフロー収益に偏っていた収益構造からストック収益の割合を拡大させ、長期的に安定した収益構造の基盤確立を行ってまいります。

中期経営計画の重点施策

- 1 【フラット35】シェア “圧倒的No.1”
- 2 “成長領域” に対する住宅金融の提供
- 3 “ストックビジネス” の拡大

＜ビジネス構造の変化＞



③目標とする経営指標

当社グループは、資本コストや株価を意識した経営の実現に向け、以下の経営指標を重視し、ROEの継続的な向上に取り組んでまいります。



*住宅ローン、不動産担保ローン、リースバックおよび保証の合計

(6) 主要な営業所及び従業員の状況 (2025年3月31日現在)

① 主要な営業所

当社

事務所

平河町本社	東京都千代田区
新宿オフィス	東京都新宿区

営業所

ARUHI 札幌支店	北海道札幌市中央区
ARUHI 仙台支店	宮城県仙台市青葉区
ARUHI 大宮支店	埼玉県さいたま市大宮区
東京営業部	東京都千代田区
ARUHI 横浜ランドマークタワー支店	神奈川県横浜市西区
ARUHI 名古屋支店	愛知県名古屋市中村区
ARUHI 大阪支店	大阪府大阪市中央区
ARUHI 広島支店	広島県広島市中区
ARUHI 福岡支店	福岡県福岡市博多区
ARUHI 鹿児島支店	鹿児島県鹿児島市

② 従業員の状況

従業員数 : 466名 (前連結会計年度末比18名減)

(注) 従業員数には、アルバイト、派遣社員、契約社員及び業務委託社員は含めておりません。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社に関する事項は以下のとおりです。

a.親会社の状況

名称	住所	資本金	当社に対する議決権比率 (%)	主な事業内容
SBIホールディングス株式会社	東京都港区六本木一丁目6番1号	181,924 百万円	63.04 (63.04)	株式等の保有を通じた企業グループの統括・運営等
SBIノンバンクホールディングス株式会社	東京都港区六本木一丁目6番1号	100百万円	63.04	ノンバンク事業の統括、管理

(注) 議決権比率の () 内の数値は、間接保有分による議決権比率であります。

b.親会社等との間の取引に関する事項

イ) 親会社等との間の取引をするにあたり当社の利益を害さないように留意した事項

親会社等と取引を行うに当たっては、対象の取引の目的の正当性・合理性、対象の取引に係る手続きの公正性、対象の取引に係る条件の公正性・妥当性、これらの観点から対象の取引が当社の少数株主にとって不利益なものでないかという点に留意し、合理的な判断に基づき、公正かつ適正に決定しております。

ロ) 親会社等との間の取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社は、取締役会の諮問機関として、少数株主と親会社との利益が相反する重要な取引・行為について審議・検討を行う独立社外取締役を含む親会社からの独立性を有する者3名以上にて構成される特別委員会を設置し、対象の取引について同委員会にて審議・検討した結果を取締役に答申する体制としております。取締役会は、特別委員会の答申の内容を踏まえ、利益相反及び取引の公正性に係る審議を行った上で取引の可否を判断しております。

ハ) 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

②重要な子会社に関する事項は以下のとおりです。

名称	住所	資本金	当社の議決権比率 (%)	主な事業内容
SBIエースタートファイナンス株式会社	東京都新宿区西新宿二丁目6番1号	2,405百万円	100	不動産担保融資事業、不動産関連サービス事業
SBIスマイル株式会社	東京都新宿区西新宿二丁目6番1号	5,000万円	100 (100)	不動産仲介事業、不動産販売事業
SBIギャランティ株式会社	東京都千代田区平河町一丁目1番1号	100百万円	100 (100)	家賃債務保証事業
SBI信用保証株式会社	東京都千代田区平河町一丁目4番3号	505百万円	80	信用保証業務、地域金融機関向けのソリューション提供

- (注) 1. 議決権比率の()内の数値は、間接保有分による議決権比率であります。
2. 当社は、2024年6月1日を効力発生日として当社の連結子会社であるアルヒRPAソリューションズ株式会社を吸収合併いたしました。
3. 当社の連結子会社であるアルヒ不動産テクノロジーズ株式会社は2025年2月10日をもって清算終了いたしました。
4. 当社は、2025年4月1日を効力発生日として当社の連結子会社であるアルヒ住み替えコンシェルジュ株式会社を吸収合併いたしました。
5. 当社は、2024年11月19日付けで、平河町金融事業準備株式会社を設立しました。
6. 2025年2月25日付けで、平河町金融事業準備株式会社は増資を行い、資本金が増加しております。また、同社は2025年2月26日付けで商号をSBI信用保証株式会社へ商号変更しました。

(8) 対処すべき課題

当社グループは、足元の課題認識を踏まえ、2025年5月に「中期経営計画2025」を策定しております。課題認識と戦略の方向性は以下のとおりです。

① 営業体制及び販売チャネル

当社グループは、FC店舗、直営店舗、直販ホールセール営業や、来店不要で手続きが可能な非対面チャネル、SBI E Fグループの各店舗やSBIグループの親密地域金融機関との連携など、さまざまな販売チャネルを拡大して提供することで、より大きな市場に、より効率よくアクセス可能な体制を整備してまいりました。

引き続き、当社グループの強みである「営業ネットワーク」への投資を拡大し、FC（フランチャイズ）店舗中心の持続的な店舗展開、店舗の営業活動や接客スキルの平準化及び向上を目的としたデジタル営業ツールの拡充などDX化による営業支援の強化、お客さまの多様化するニーズへの対応に引き続き取り組んでまいり

ます。

FC店舗の出店において、新規FC店舗の人材確保が難しく、出店を見送るケースが複数発生しており、今後はこの課題を克服するための持続可能なモデルの開発を進めてまいります。まず直営店舗の出店を先行させ、営業基盤を確立した後に必要に応じてFC店舗に譲渡するなど環境変化に応じた機動的な店舗配置を行うことで、ビジネス機会の損失を防いでまいります。

また、営業体制の強化及び販売チャネルの拡大を進めるうえで、FC店舗を含む人材の安定的な確保、研修などの教育制度による能力向上及びコンプライアンスの推進が課題であると認識しております。そのため、店舗チャネルの戦略的な運営を従来以上に推し進め、販売体制の強化とコンプライアンスの推進に継続的に取り組んでまいります。

② オペレーション体制

当社グループは、住宅ローン業務において、OCR（Optical Character Recognition）やRPA（Robotic Process Automation）、AI等の最先端テクノロジーを活かして、お客さまの利便性及び営業及び事務効率の向上に取り組んでおります。また、審査プロセスの強化やeKYC等のテクノロジーを活用した住宅ローン不適正利用の予防に取り組んでおります。

一方で、多様化する商品・顧客属性などに伴う事務工数の増加が発生しているため、今後も引き続きテクノロジー活用領域の拡張を進め、DX化を推進してまいります。DX化を通じて、お客さま、不動産事業者さま、FC店舗にとって最適なプロセス構築を目指します。オペレーション体制の強化において、イノベーション・チャレンジを継続することが当社グループの責務かつ課題であると認識しております。

③ 競合他社の状況と商品ラインアップ

住宅ローン市場においては、銀行等が提供する変動金利商品が全住宅ローンの約90%（注1）の市場を占有し、貸出金利、付帯サービス拡充などの競争が激化しています。住宅価格の上昇及び物価高の影響で月額返済額の低減ニーズが高まったことに加え、日本銀行の金融政策修正により長期金利が先行して上昇したことを受け、固定と変動の金利差が拡大したことで、全期間固定金利の【フラット35】にとっては厳しい市場環境が続いておりました。しかしながら、2024年度下期以降、日本銀行が金融政策の正常化を進める中で、段階的に政策金利の引き上げを行ったことにより、固定と変動の金利差が縮小傾向となっております。

当該外部環境の中、当社の課題であったFC店舗領域における変動金利商品として「ARUHI 住宅ローン（MG保証）」に加え、2025年4月に「ARUHI 住宅ローン（SBI信用保証）」をリリースすると共に、月額返済額の軽減ニーズに対応した毎月の返済額を抑える超長期住宅ローンを導入いたしました。

また、当社は、住宅金融支援機構と民間金融機関が提携して提供している全期間固定金利商品である「ARUHIフラット35」（【フラット35（買取型）】）に加え、当社独自の全期間固定金利商品である「ARUHIスーパーフラット」（【フラット35（保証型）】）の拡販や【フラット35】子育てプラス、ペアローンなどを活用し、固定金利市場の拡大を図っています。2025年3月期の【フラット35】の融資実行件数（借換を含む）シェアは26.3%（前連結会計年度比1.6%増）となり、15年連続で第1位（注2）となりました。

固定と変動の金利差の縮小傾向という固定金利商品に吹き始めているフォローの風を確実につかみ、引き続き、【フラット35】シェア圧倒的No1に向け、事業基盤を強化してまいります。加えて、既存の取扱商品では、世帯数の増加や流通量の増加が見込まれるシングル、シニア、外国籍の方々といった今後の成長領域において取りこぼしの発生が見込まれることから、プロパーローンの強化を進めてまいります。

- (注) 1. 出典：国土交通省 令和6年度 民間住宅ローンの実態に関する調査結果報告書
固定金利期間選択型を含む。
2. 取扱全金融機関のうち借換を含む【フラット35】融資実行件数（当社調べ）

④ 収益構造

当社の収益構造は、金利動向の影響を受けやすい【フラット35】の事務手数料を中心としたオリジネーション関連収益といったフロー収益に偏っていたことから、SBIエーステートファイナンスをグループ会社化するなど、ストック収益の割合を拡大させてきました。

2025年2月に、SBIグループとの共同出資にてSBI信用保証株式会社を設立し、同年4月より保証事業を開始いたしました。当社において、同社を保証会社とするプロパーローンを開始したことに加え、SBIグループのリソースを活用することによる全国の金融機関の住宅ローンへの保証業務の拡大を通じて、信用保証残高を積み上げ、ストック収益の拡大を目指してまいります。

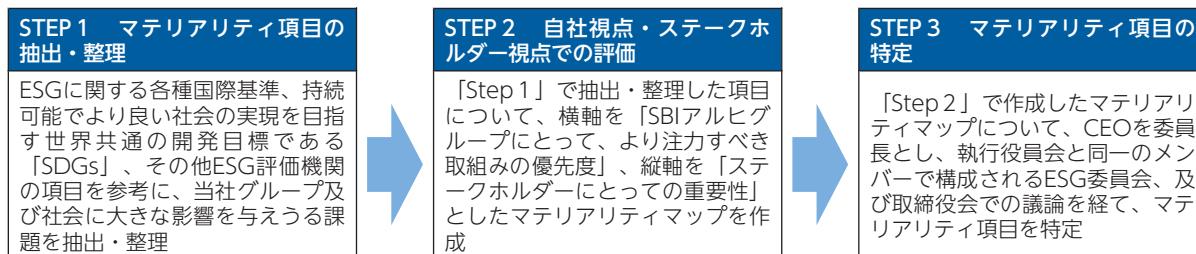
併せて、SBIエーステートファイナンスの不動産事業者さま向けの仕入資金ローン、お客さま向けのマイホーム売却サポートローン等商品のFC店舗及び直営店舗で取り扱うためのグループ内の連携強化、営業エリア拡大など、住宅ローン以外の住宅金融商品の取扱いも強化し、ストック収益の拡大を進めてまいります。

⑤ サステナビリティ

当社グループはESG視点の経営優先テーマ「マテリアリティ」を策定し、社会や環境への配慮などの取組みをより一層事業戦略と結びつけ、社会と自社の成長につなげていきます。なお、サステナビリティの活動については、当社Webサイト (<https://www.sbiarui-group.jp/sustainability>) にて公開しております。

分類	マテリアリティ	具体的な取組み内容	SDGsの目標
E：環境 	温室効果ガス排出量の抑制	<ul style="list-style-type: none"> 環境配慮型住宅向け住宅ローン商品（【フラット35】S）の普及を促進します 【フラット35】の省エネルギー性に関する基準を満たす住宅ローン債権を対象としたグリーンRMBSを継続的に発行します 	     
S：社会 	少子・高齢化社会への対応	<ul style="list-style-type: none"> 子育て世帯を応援する【フラット35】子育てプラスの制度を背景に【フラット35】の販売を促進します リースバック事業を推進します さまざまな金融商品や住み替えのための各種サービスを提供します 	     
	多様な働き方の推進	<ul style="list-style-type: none"> プライベートと仕事を効率よく両立できる環境作り（スーパーフレックス制度・育児短時間勤務制度・育児休業制度等）を行います 柔軟な働き方（リモートワーク・フレキシブルワーク手当等）のサポートを行います スキル向上・キャリア形成のための施策を実施します 	
G：ガバナンス 	コンプライアンスの推進	<ul style="list-style-type: none"> 法令等の遵守を当然の前提とし、金融業に携わる者としての倫理観と誠実さに基づいて公正な行動をとっていきます（教育の徹底、外部専門家の登用、ITツールの活用、内部通報制度の設置等） 腐敗行為を防止します 	   
	リスクマネジメントの強化	<ul style="list-style-type: none"> 社会や環境に負の影響を与え得る活動を抑制し、企業活動のリスクを軽減します 	

5つのマテリアリティは、以下のプロセスを経て決定しています。



<SBIアルヒグループにおけるサステナビリティの活動事例>



E：環境（Environment）に関する取組み

当社は、日本で初めてグリーンRMBSを発行し、「ARUHI スーパーフラット」のうち、省エネルギー性に関する基準を満たす住宅を対象とする貸付金に対する資金調達を行っています。

また、当社は、グリーンRMBSにより調達する資金の用途、資金調達の仕組み、管理体制等をSBIアルヒグリーンファイナンス・フレームワークとして定めており、フレームワークについては、株式会社日本格付研究所より、「グリーンボンド原則」、「グリーンローン原則」、「グリーンボンドガイドライン」及び「グリーンローンガイドライン」に適合している旨とあわせて、最上級評価である「総合評価：Green 1 (F)」の評価を受けています。

また、当社は、2022年6月にTCFD提言への賛同を表明するとともに、TCFD提言に沿った情報開示を実施しています (<https://www.sbiaruhi-group.jp/sustainability/environment/tcfd>)。

(注) RMBSとは、Residential Mortgage-Backed Securitiesの略称です。住宅ローン債権を裏付け資産として発行される証券のことで、グリーンRMBSは、その中でも高い環境改善効果が期待される住宅を取得するための住宅ローンを裏付け資産として発行されるものを指します。



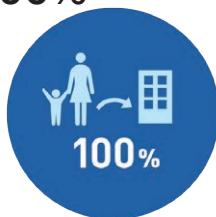
S：社会（Social）に関する取組み

当社は「プライベートも仕事も、同じ人生の中の出来事として区別することなく融合させる」というワークライフブレン드의考え方から、多様なバックグラウンドを持つ従業員一人一人が「長く働ける」「安心して働ける」「多様性のある生き方を実現できる」ことを目指し、最大限に能力を発揮できるよう支援しています。

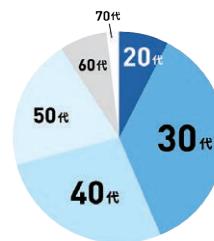
女性管理職比率
32.9%



**SBIアルヒ従業員の
産休・育休復帰率**
100%



**新卒からシニアまで
幅広い年代の従業員が活躍中**



(注) 1. 女性管理職比率については、組織長以上の管理職における女性比率としております。
2. いずれも2025年3月末時点



G：ガバナンス（Governance）に関する取組み

当社は、コンプライアンス推進にあたっての考え方等の基本事項を「SBIアルヒ・コンプライアンス行動規範」に定めています。当該行動規範を日常業務で継続的に想起し行動につなげるため、「コンプライアンスファースト」をスローガンに掲げ、FC店舗を含む全役員に周知しています。

また、経営の健全性・安全性を確保し、収益力の向上を図るため、事業におけるリスクを適切に管理することが事業遂行における重要な課題の一つであるとして、リスク管理体制の構築・整備に取り組んでいます。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2024年8月1日をもって、本社を東京都千代田区平河町一丁目4番3号に移転いたしました。

2 剰余金の配当等の決定に関する事項

当社は、株主の皆さまに対する利益還元と継続的な企業発展の双方を経営の最重要課題と認識しており、期末配当のほか、年1回の中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。これに基づき当社は、ROE水準と財務レバレッジ状況を総合的に勘案し、一定水準の内部留保で更なる企業価値向上のため成長投資に備える一方、余剰資金については継続して安定的に配当することを基本方針としております。具体的には、目標配当性向水準は35～40%、目標株主資本配当率（DOE）は4%程度をそれぞれ最低水準として、安定的に配当を実施してまいります。なお、剰余金の配当の決定機関は、期末配当につきましては株主総会、中間配当につきましては取締役会です。

3 株式に関する事項 (2025年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 : 140,000,000株 (普通株式)
- (2) 発行済株式の総数 : 普通株式 44,352,810株 (自己株式359,360株を除く)
- (3) 当事業年度末の株主数 : 22,202名
- (4) 上位10名の株主

株主名	持株数 (千株)	持株比率
SBIノンバンクホールディングス株式会社	27,931	62.97%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,434	5.48%
PERSHING SECURITIES LTD CLIENT SAFE CUSTODY ASSET ACCOUNT	706	1.59%
瀧口 浩平	470	1.05%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	329	0.74%
JP MORGAN CHASE BANK 385781	215	0.48%
JPモルガン証券株式会社	206	0.46%
日本証券金融株式会社	180	0.40%
佐護 勝紀	180	0.40%
浜田 宏	177	0.40%

- (注) 1. 当社は自己株式を359,360株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) 会社役員 (会社役員であった者を含む) に対して職務執行の対価として交付された株式に関する事項

当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付した株式の状況は次のとおりです。

対象	株式の種類及び数	交付された者の人数
取締役 (社外取締役を除く。)	当社譲渡制限付株式 30,000株	2名

4 会社役員に関する事項 (2025年3月31日現在)

(1) 当社の取締役及び監査役に関する事項

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
吉 村 猛	代表取締役 会長	該当する事項はございません。
伊久間 努	代表取締役 社長CEO兼 COO	該当する事項はございません。
高 橋 和 彦	取締役	SBIエーステートファイナンス株式会社 代表取締役社長 SBIマイル株式会社 代表取締役社長 SBIギャランティ株式会社 取締役
澤 田 忠 之	取締役 (社外・独立)	弁護士法人瓜生・糸賀法律事務所 パートナー弁護士
柳 澤 美 佳	取締役 (社外・独立)	WINGS法律事務所 代表弁護士 株式会社ナルミヤ・インターナショナル 社外取締役 (監査等委員) 株式会社グラニフ 社外取締役 モデラート株式会社 社外監査役
馬 場 康 弘	常勤監査役 (社外・独立)	該当する事項はございません。
今 村 誠	監査役 (社外・独立)	潮見坂総合法律事務所 パートナー弁護士
中 野 竹 司	監査役 (社外・独立)	奥・片山・佐藤法律事務所 パートナー弁護士

- (注) 1. 社外役員の重要な兼職先と当社との間には、記載すべき取引関係その他の関係はございません。
2. 地位及び担当に「独立」と記載のある役員は東京証券取引所の定めに基づく独立役員です。
3. 監査役 馬場康弘氏は、金融機関における企画部門での勤務等の多様な経験に基づき、金融・財務に関する豊富な経験及び知見を有しております。また、監査役 今村誠氏は弁護士として法令を中心とした高度な専門知識を、監査役 中野竹司氏は、公認会計士及び弁護士として財務及び会計並びに法令に関する高度な専門知識を、それぞれ有しております。

(2) 責任限定契約の概要

当社は、非業務執行取締役及び監査役全員と、責任限定契約を締結しております。契約の概要は以下のとおりです。

(i) 非業務執行取締役との責任限定契約

- ・非業務執行取締役が任務を怠ったことにより当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としてその責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、非業務執行取締役がその職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときに限る。

(ii) 監査役との責任限定契約

- ・監査役が任務を怠ったことにより当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としてその責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、監査役がその職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときに限る。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員は、当該保険契約の被保険者であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害について填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象としないなど、一定の免責事由があります。また、当該保険契約には免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としません。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

①当事業年度にかかる報酬等の総額

(単位：百万円)

区分	支給人数	報酬等の種類別の総額			報酬等の総額
		基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬	
取締役	8名	93	21	39	154
(うち社外取締役)	(3名)	(19)	(-)	(-)	(19)
監査役	4名	40	-	-	40
(うち社外監査役)	(4名)	(40)	(-)	(-)	(40)
計	12名	134	21	39	194
(うち社外役員)	(7名)	(60)	(-)	(-)	(60)

- (注) 1. 上記には2024年6月21日開催の第10回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名（うち社外取締役1名）及び監査役1名（うち社外監査役1名）を含んでおります。
2. 上記業績連動報酬は、定量的な業績指標の達成率に応じて計算されます。定量的な業績指標は、事業規模の拡大と事業の収益率・効率性向上を目的として税引前利益を指標として選定しております。最終的な業績連動報酬は、各取締役の当期の定量的及び定性的な貢献度を基に代表取締役社長が調整し、取締役会で審議のうえ、決定されます。なお、2025年3月期の業績連動報酬は、現時点で金額が確定していないことから、当連結会計年度に費用計上した額を記載しています。
- 業績連動報酬は、業績指標達成率80%から支給開始とし、業績指標達成率100%時に支給率100%となるように設定しております。また、業績指標達成率に応じて支給率も同率で上昇するものとしております。なお、業績に大きな影響を与える事象が発生した場合には、都度変動報酬の仕組みを再検討することとしております。
3. 上記非金銭報酬の内容は、譲渡制限付株式であり、付与日に決定した会計上の公正価値を基礎とし、権利確定期間にわたって定額法により費用計上しております。
4. 当社における譲渡制限付株式報酬制度は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的としております。対象取締役は、当社の取締役会があらかじめ定める期間中、継続して、当社の取締役会があらかじめ定める地位にあったことを条件として、割当株式の全部について譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除され、当社から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式の発行又は処分を受けることとなります。
- 取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、年額2億円以内としております。また、各取締役への具体的な配分については、取締役会において決定されます。
- また、譲渡制限付株式報酬として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年10万株以内（ただし、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する）としております。
- 譲渡制限付株式報酬制度での当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、①一定期間、本株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと、②一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得すること等をその内容に含む契約が締結されることを条件としております。

②取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社における取締役の報酬額（総額）は年額5億円以内とし、その具体的な金額及び支給時期は、取締役会により決定することとしております（2017年6月14日定時株主総会決議による。なお、定款で定める取締役の員数は3名以上であり、当該株主総会終結時点の取締役の員数は5名です）。

なお、社外取締役については、その役割を勘案し業績連動報酬は支給しないものとし、固定報酬額については、取締役の報酬総額の範囲内としております。

また、監査役の報酬（総額）は年額6千万円以内であります（2017年6月14日定時株主総会決議による。なお、定款で定める監査役の員数は3名以上であり、当該株主総会終結時点の監査役の員数は4名です）。

監査役報酬の具体的な金額は、常勤、非常勤の別、業務分担の状況や他社動向等マーケットの水準も考慮し、監査役の協議により決定しております。

また、2020年6月25日定時株主総会において、上記の取締役の報酬枠とは別枠にて、取締役（社外取締役は除く）に対して、譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することを決議しております（2022年6月23日定時株主総会において一部改定を決議）。当該決議に基づき、取締役（社外取締役は除く）に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は年額2億円以内としております。なお、具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することとしております。

③取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年2月25日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております（2021年5月11日、2022年5月10日、2022年6月23日、2023年6月21日、2024年4月25日及び2024年6月21日開催の取締役会において一部改定を決議）。取締役会は、取締役5名のうち2名が独立社外取締役、監査役3名は全員が独立社外監査役という構成であり、独立社外取締役及び独立社外監査役が取締役・監査役全体の過半数を占めております。

取締役の報酬等の重要事項を審議する際には、企業経営に携わった豊富な経験や専門性の高い知識等を有するこれらの社外役員による、独立かつ客観的な立場からの適切な意見、助言等を得たうえで、取締役会で議論のうえ決定しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は次のとおりです。

a.報酬（業績連動・非金銭報酬を除く）等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当社の取締役の報酬に関する方針及び体系については、独立社外取締役及び独立社外監査役が取締役・監査役全体の過半数を占めている取締役会で審議のうえ、決定することとする。

取締役報酬の水準については、外部サーベイデータ等を参照し、会社業績を反映できる内容になっているかどうか、市場競争力を確保できる内容及び水準になっているか等を勘案し、取締役会で審議のうえ、決定することとする。

取締役の評価及び報酬等の決定方法、個人別の評価及び報酬等については、取締役会で審議のうえ、決定することとする。

b.業績連動報酬の業績指標の内容・報酬の額又は算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬は、定量的な業績指標（税引前利益）の達成率に応じて計算される。最終的な業績連動報酬は、各取締役の当期の貢献度を基に代表取締役社長が調整し、取締役会で審議のうえ、決定することとする。

業績連動報酬は、業績指標達成率80%から支給開始とし、業績指標達成率100%時に支給率100%となるように設定する。また、業績指標達成率に応じて支給率も同率で上昇するものとする。なお、業績に大きな影響を与える事象が発生した場合には、都度変動報酬の仕組みを再検討することとする。

c.非金銭報酬の内容・報酬の額若しくは数又は算定方法の決定に関する方針

譲渡制限付株式報酬制度は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的とする。対象取締役は、当社の取締役会があらかじめ定める期間中、継続して、当社の取締役会があらかじめ定める地位にあったことを条件として、当社から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式の発行又は処分を受けることとする。

取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、年額2億円以内とする。また、各取締役への具体的な配分については、取締役会において決定することとする。

また、譲渡制限付株式報酬として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年10万株以内（ただし、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する）とする。

譲渡制限付株式報酬制度での当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、①一定期間、本株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと、②一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得すること等をその内容に含む契約が締結されることを条件とする。

d.報酬・業績連動報酬・非金銭報酬の割合に関する方針

固定報酬、業績連動報酬の支給割合は、経営環境や他社における報酬水準等を踏まえ、企業価値向上に向けたインセンティブとして機能するよう取締役会で審議のうえ、決定することとする。

e.報酬を与える時期又は条件の決定に関する方針

固定報酬及び業績連動報酬の決定については、年度業績の確定後に、株主総会後に到来する最初の取締役会にて決議することとする。

決議された内容に基づき取締役任期の初月に報酬改定が実施され、固定報酬は各月に支払い、また業績連動報酬は報酬の額が確定次第遅滞なく支払うこととする。

譲渡制限付株式報酬の各取締役への具体的な支給時期については、取締役会において決定することとする。

f.報酬等の決定の委任に関する事項

当社においては、報酬決定を第三者に委任することはない。独立社外取締役及び独立社外監査役が取締役・監査役全体の過半数を占めている取締役会で審議のうえ、決定することとする。

g.上記のほか取締役の個人別の報酬内容についての決定に関する重要な事項

当社の譲渡制限付株式報酬制度では、当社と対象取締役との間で締結される譲渡制限付株式割当契約において、一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得すること等を定めている。

(5) 各社外役員の主な活動状況

① 取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会出席回数 (全16回開催)	監査役会出席回数 (全13回開催)
取締役 澤田 忠之	16/16	-
取締役 柳澤 美佳	13/13	-
監査役 馬場 康弘	16/16	13/13
監査役 今村 誠	16/16	13/13
監査役 中野 竹司	16/16	13/13

(注) 柳澤美佳氏は事業年度中に新たに役員に就任したため、取締役会の開催回数が他の役員と異なっております。

② 当事業年度に係る社外役員の報酬等の総額及び子会社等からの役員の報酬等の総額

(単位：百万円)

支給人数	報酬等の種類別の総額			報酬等の総額	子会社等からの 役員報酬等
	基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬		
7名	60	-	-	60	-

③ 取締役会及び監査役会における発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

取締役 澤田 忠之	<p>裁判官及び弁護士としての豊富な経験と専門的な知見から積極的に意見を述べており、特に人事・労務分野及び法務・コンプライアンス分野について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、取締役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、特別委員会の委員として、少数株主の利益保護の観点から親会社グループとの間の利益相反取引リスクについて審議・検討を実施しております。</p>
取締役 柳澤 美佳	<p>法律事務所での弁護士としての豊富な経験、及び事業会社での組織内弁護士としての経験から当社の経営全般に対して積極的に意見を述べており、特に法務・コンプライアンス分野及びガバナンス・リスクマネジメント分野について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、取締役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、特別委員会の委員として、少数株主の利益保護の観点から親会社グループとの間の利益相反取引リスクについて審議・検討を実施しております。</p>
監査役 馬場 康弘	<p>金融、財務、コンプライアンスに関する豊富な知識と経験に基づき、取締役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。</p>
監査役 今村 誠	<p>弁護士としての専門的見地から、取締役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。</p>
監査役 中野 竹司	<p>弁護士及び公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス体制等並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。さらに、特別委員会の委員として、少数株主の利益保護の観点から親会社グループとの間の利益相反取引リスクについて審議・検討を実施しております。</p>

5 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額：	74百万円
② 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額：	2百万円
③ 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額：	84百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査に係る監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、「①公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額」にこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人である有限責任監査法人トーマツから説明を受けた当事業年度の監査計画に係る監査期間・配員計画から見積もられた報酬額の算出根拠等について、監査業務と報酬との対応関係が詳細かつ明瞭であることから、合理的なものであると判断し、会計監査人の報酬等について同意いたしました。

(3) 非監査報酬の内容

コンフォートレター作成等に係る費用であります。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

連結計算書類

連結財政状態計算書 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産	
現金及び現金同等物	20,149
売上債権	1,632
営業貸付金	111,977
受益権	32,322
預け金	131
未収入金	956
その他の金融資産	1,033
その他の資産	2,286
有形固定資産	3,987
のれん	24,464
無形資産	6,560
繰延税金資産	176
資産合計	205,679

科目	金額
負債	
預り金	5,671
リース負債	604
社債	3,500
借入債務	105,773
引当金	203
未払法人所得税	418
その他の金融負債	44,533
その他の負債	2,526
繰延税金負債	296
負債合計	163,527
資本	
親会社の所有者に帰属する持分	42,003
資本金	3,471
資本剰余金	17,613
自己株式	△579
利益剰余金	21,497
非支配持分	148
資本合計	42,151
負債及び資本合計	205,679

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額
営業収益	22,292
営業費用	
金融費用	△4,649
販売費及び一般管理費	△13,950
その他の費用	△1,242
営業費用合計	△19,843
その他の収益・費用	
その他の収益	66
その他の費用	△88
その他の収益・費用合計	△21
税引前利益	2,427
法人所得税費用	△530
当期利益	1,897
当期利益の帰属	
親会社の所有者	1,904
非支配持分	△7
当期利益	1,897

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2025年3月31日現在)

【資産の部】		【負債の部】	
科目	金額	科目	金額
流動資産	85,699	流動負債	53,266
現金及び預金	15,730	買掛金	147
売掛金	1,601	短期借入金	35,000
営業貸付金	34,483	1年内返済予定の長期借入金	9,515
貸付債権信託受益権	13	リース債務	2
未収収益	14,241	未払金	741
預託金受益権	15,251	未払費用	1,359
未収入金	729	未払法人税等	192
その他	4,100	預り金	5,669
貸倒引当金	△453	その他	639
固定資産	30,151	固定負債	36,684
有形固定資産	290	長期借入金	36,481
建物附属設備	70	長期預り金	15
器具備品	122	資産除去債務	187
リース資産	1	負債合計	89,950
その他	97	【純資産の部】	
無形固定資産	18,057	株主資本	25,774
のれん	11,772	資本金	6,000
ソフトウェア	1,481	資本剰余金	15,439
その他	4,803	資本準備金	10,988
投資その他の資産	11,803	その他資本剰余金	4,450
関係会社株式	10,285	利益剰余金	4,879
長期前払費用	42	その他利益剰余金	4,879
差入保証金	390	繰越利益剰余金	4,879
繰延税金資産	905	自己株式	△544
その他	181	新株予約権	125
資産合計	115,850	純資産合計	25,899
		負債及び純資産合計	115,850

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
営業収益		17,988
営業費用		
金融費用等	4,097	
販売費及び一般管理費	13,300	17,397
営業利益		591
営業外収益		
受取利息	11	
受取賃貸料	5	
債権取立益	2	
貸倒引当金戻入	7	
抱合せ株式消滅差益	38	
その他	46	111
営業外費用		
支払利息	18	
支払報酬	0	
投資事業組合運用損	7	
減損損失	144	
貸倒損失	248	
その他	81	500
経常利益		202
税引前当期純利益		202
法人税、住民税及び事業税	430	
法人税等調整額	26	456
当期純損失		△254

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

第11回定時株主総会会場ご案内図

スマートフォンで読み取ると、株主総会会場までのナビゲーションがご利用いただけます。



会場

東京都港区虎ノ門二丁目2番1号
ベルサール虎ノ門
住友不動産虎ノ門タワー
(旧JTビル) 2F

交通機関のご案内

溜池山王駅

銀座線・南北線/9番出口より 徒歩 5分

虎ノ門駅

銀座線/3番出口より 徒歩 4分

虎ノ門ヒルズ駅

日比谷線/A1・A2出口より 徒歩 5分



ご案内

- ・駐車場のご用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。
- ・株主総会ご出席の皆様へのお土産はご用意しておりません。



ユニバーサルデザイン(UD)の考えに基づいた見やすいデザインの文字を採用しています。